

The background features a grid of horizontal and vertical lines in red, green, and orange. At the intersections, there are circular patterns made of overlapping lines in the same colors. The background is also filled with a pattern of small, light-colored circles of varying sizes.

第3次米原市男女共同参画推進計画

ハートフルプランまいばら21

平成29年度～平成33年度

平成29年3月
米原市

はじめに

近年、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、家族形態やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、将来にわたって住みよい社会をつくるためには、一人一人の多様な価値観や生き方が尊重され、性別に関わりなく誰もが自らの能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



本市では、平成24年3月に第2次米原市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な事業に取り組んでまいりました。しかしながら、平成27年に実施した男女共同参画市民意識調査からは、男女の不平等感や、性別による固定的な役割分担意識が今も根強く残っていることがうかがえます。

今回の第3次米原市男女共同参画推進計画では、これまでの成果と課題を踏まえ、「地域における男女共同参画の推進」と「女性の活躍推進」を重点施策に位置付けるとともに、10の基本施策と26の施策の方向を掲げて、取り組むことといたしました。

今後も計画の基本理念である「女(ひと)と男(ひと)がともに認めあい互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指して、男女共同参画の実現に向けた各種の施策を推進してまいりますので、なお一層の御理解、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に御尽力いただきました米原市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、御協力いただきました市民の皆様、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

2017年(平成29年)3月

米原市長 平尾道雄

目 次

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	米原市が目指す男女共同参画とは	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	5
2	3つの基本目標	6
3	重点施策	8
	(1) 地域における男女共同参画の促進	8
	(2) 女性の活躍推進	9
4	計画の体系	10
第3章	施策の方向	
	基本目標Ⅰ 多様な主体との協働	11
	基本施策1 地域における男女共同参画の促進	11
	基本施策2 家庭における男女共同参画の促進	15
	基本施策3 女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	19
	基本施策4 就業環境の整備と就業機会の拡大	23
	基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重	26
	基本施策1 男女の生涯にわたる健康支援	26
	基本施策2 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	29
	基本施策3 子育てしやすい安心・安全なまちづくり	33
	基本施策4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり	35
	基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり	38
	基本施策1 お互いを尊重しあうための教育の推進	38
	基本施策2 多様性の尊重	41
第4章	計画の推進体制	
1	推進体制	43
	(1) 庁内推進体制の充実と推進計画の進行管理	43
	(2) 男女共同参画センター機能の充実	43
	(3) 多様な主体との連携と協働	43
2	計画の数値目標	44
	参考資料	
	米原市附属機関設置条例(抜粋)	47
	米原市男女共同参画審議会規則	48
	米原市男女共同参画審議会委員名簿	49
	男女共同参画の推進に関する年表	50
	男女共同参画社会基本法	55
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
	用語集(文章中の※印の語句説明を掲載)	64
	男女共同参画に関わる各種相談機関一覧	69

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人口減少と少子高齢化

急速な少子高齢化は社会保障費の増大をもたらすとともに、労働力人口の減少は経済規模の縮小をきたし、地域コミュニティの担い手不足を招くなど、社会生活における影響が懸念されています。また、単身世帯や核家族世帯が増加し、特に高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、孤立死や老老介護といった社会問題も発生しています。こうした中、子育てや介護等を含めた様々な分野における男女共同参画の推進が求められています。

ライフスタイルの多様化

異なる価値観を背景にライフスタイルが多様化する中、就業環境や家庭生活、地域社会において、男女がともに、協力をしあいながら、安心して暮らすことができる社会が求められています。そのためには性別による固定的役割分担意識の解消や[※]ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等が必要です。

安全・安心意識の高まり

近年の巨大地震、異常気象等への不安や教訓から、防災に対する意識や関心が高まっており、防災活動においても、男女共同参画の視点を持って取り組むことが重要です。

(注)※印がついている言葉は、参考資料64ページ以降の「用語集」をご参照ください。

男女共同参画に関する各種法制度等の動き

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境を背景に各種法制度が整備されました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定および改正、「次世代育成支援対策推進法」の制定および改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正等、法律や制度面で男女平等は進んできました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を制定し、女性活躍が経済の持続的発展に不可欠であることが明示されました。

自治基本条例等に基づいた計画

本市では平成18年に「米原市自治基本条例」を制定しました。この条例は、米原市が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と事業者、市の役割分担等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的としています。また、まちづくりを進めていく上で欠かせない「市民主権」「役割分担および協働」「持続的発展」「多様性の尊重」「情報の共有」の5つの基本原則を定めています。

こうした「自治基本条例」の理念をはじめ、「米原市人権尊重のまちづくり条例」や「水源の里まいばら元気みらい条例」等の内容を踏まえて、「男女共同参画推進計画」の策定を行います。

米原市男女共同参画推進計画の見直し

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、「滋賀県男女共同参画計画（パートナーしが2010プラン【改訂版】）」を踏まえて、平成19年に「米原市男女共同参画推進計画」を策定しました。その後、国の「第3次男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画（新パートナーしがプラン）」の施策の動向を踏まえ、平成24年に「第2次米原市男女共同参画推進

計画」を策定し、施策を推進してきました。計画の期間が満了することから、国の「第4次男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画（パートナーシッププラン2020）」の施策の動向を踏まえ、この間の少子高齢化など社会情勢の変化に対応する内容とするため、「米原市男女共同参画審議会」等での議論を重ねながら、「第3次米原市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

2 米原市が目指す男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、※男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。男女が希望に応じて安心して働き、子育てをすることができる活力ある男女共同参画社会の実現が不可欠です。

地域社会では、これまで、子育てや介護といった役割を女性が多く担ってきました。本市における男女共同参画を実現していくためには、地域が持続的に発展し、将来に向けて市民が元気でいきいきと充実した生活をおくることができるよう、リーダーとしての女性の参画を拡大し、地域における男女共同参画をこれまで以上に推進する必要があります。

さらに、地域では、性別や年齢、身体の状態、国籍等の異なる様々な人が住んでいます。全ての市民の基本的な人権や多様性を尊重しあい、一人一人が男女共同参画の取組を主体的に推進していくことは、地域の活性化につながり、活力ある男女共同参画社会の実現が期待できます。本市では、全ての市民が、※固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、様々な場面で個人の能力を最大限に生かすことができる地域社会を目指します。

3 計画の位置付け

この計画は、本市における男女共同参画の実現を目指し、「※男女共同参画社会基本法」に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けます。また、「女性の活躍推進（基本目標Ⅰ基本施策3）」については「※女性活躍推進法」に規定する市町村推進計画として、「DV等あらゆる暴力の根絶（基本目標Ⅱ基本施策2）」については「※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村基本計画として位置付けます。

米原市自治基本条例に基づく「第2次米原市総合計画」を上位計画とし、「米原市人権尊重のまちづくり条例」や「水源の里まいばら元気みらい条例」、「まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」、「米原市子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき高齢者プランまいばら」、「米原市障がい者計画」等、関連する条例や計画との整合性を図りながら、市と市民、地域や事業者が一体となって取り組む行動計画としています。

計画策定に当たっては、日本国憲法や女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の基本理念の下、国の「男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画」の考え方を基本とし、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を進めるための指針としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、法改正等の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

計画策定の趣旨等を踏まえ、市において目指すべき男女共同参画社会の姿として、以下の基本理念を掲げます。

**「女（ひと）と男（ひと）がともに認めあい
互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す**

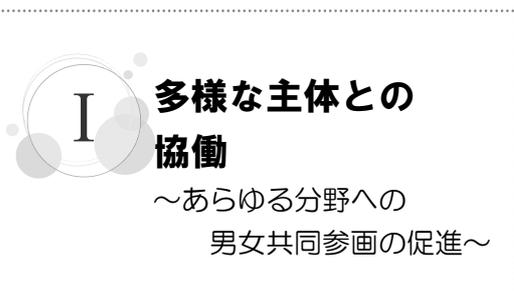
社会経済環境が急速に変化する中で、これからは真の生活の豊かさが問われる時代となり、一人一人がそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められています。そのためには、全ての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方を深く社会に根付かせる必要があります。

日本国憲法第14条では、「法の下での平等」について、人々が等しく自由で豊かに生きる権利を保障しています。また、第24条では「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」について、両性の本質的な平等を保障しています。

本市では、今後においても男女が共に認めあい、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

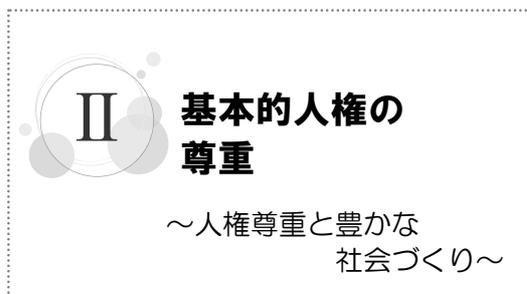
2 3つの基本目標

基本理念を踏まえ、本計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。



私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。しかし、性別によって個人の生き方を制約する*固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するために、家庭や地域、働く場等、あらゆる分野において多様な主体と協働して男女共同参画を促進するとともに、女性が様々な分野で活躍できる取組を進めます。



日本国憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として、人権の尊重がうたわれています。「米原市人権尊重のまちづくり条例」においても、「すべての市民の人権意識の高揚を図るとともに、人

権擁護に努め、生まれた所、住んでいる所、国籍、性別、年齢、障がい等により差別されることがなく、基本的人権が尊重され、人が輝く住みよいまちの実現に寄与する」と規定しています。

女（ひと）と男（ひと）が互いにその人権を尊重しあい、あらゆる場において人権が保障される社会を実現していきます。

Ⅲ

多様性の尊重と 共生のまちづくり

～男女が共に安心して
豊かに暮らせる環境づくり～

米原市自治基本条例では、「すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。」
「米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない」として多様性の尊重がうたわれています。

「多様性の尊重」という視点で、男女の立場の違いを超えお互いを尊重しあい、まちづくりに参画することが大切であり、家庭や地域、職場などのあらゆる場において、それぞれ個人をお互いが認めあい、協力しあっていくことが重要です。

そのため、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実に取り組むとともに、女（ひと）と男（ひと）が多様性を尊重しあうことができる共生のまちづくりを進めます。

3 重点施策

(1) 地域における男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会です。このため、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場である自治会などの地域活動において、男女が共に参画しやすい仕組みづくりを構築する必要があります。

地域活動への参加には性別や世代間に偏りがあり、まだまだ方針決定過程への女性の参画が少なく、地域課題解決のために、男女共同参画の重要性が十分に意識されていない現状があります。

平成27年に実施した「男女共同参画市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、今後女性の活躍が進む方がよいと思う分野や立場は「自治会などの地域活動のリーダー」が最も高く約4割である一方、自治会の企画立案への参画経験がある男性は約7割に対して、女性は4割以下と大きな差があります。今後は、自治会活動に女性・男性の双方が企画立案段階から参画することが重要です。

また、昨今、大規模な地震等の自然災害が発生している中、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても大切なことであり、全ての人がより暮らしやすくなるものです。災害時において、男女が共に地域防災活動に参画するということは当然のことですが、一方で、地域のことを決定する場に女性の参画が少ない現状があり、防災は男性の仕事という性別役割分担意識にも根強いものがあると思われます。女性を地域防災の担い手として位置付け、地域の多様なニーズを把握するためにも、女性が防災計画の策定に積極的に関わるなど、施策等を決定する場に女性が参画することが重要です。

重点的な施策の方向

-  男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり
-  地域での男女の防災活動への参画推進

(2)女性の活躍推進

女性の個性と能力が十分発揮され、多様性が尊重されることは、地域活動や就業環境等において、多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながります。

本市における審議会等への女性委員の登用率は3割を超えていますが、男女共同参画社会づくりをさらに進めていくために、今後も*女性人材バンクの積極的な活用を行うなど、審議会等における女性の参画を積極的に進め、男女共同参画の視点に立った市政を推進していくことが重要です。

また、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置等を行うとともに、女性・男性が共に働きやすい職場づくりに努め、女性職員の職域拡大や管理職への登用等を積極的に図る必要があります。

さらに、女性の活躍の場と機会を拡げていくため、企業に対し意識啓発や支援を行うとともに、女性の職業能力向上・再就職や起業への支援等を行っていく必要があります。

重点的な施策の方向



審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進

4

計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）がともに認めあい互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	基本目標Ⅰ 多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進	重点  1 地域における男女共同参画の促進 (P. 11～)	① 地域における男女共同参画意識の向上 (P. 12) ② 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり 【重点】  (P. 13) ③ 地域での男女の防災活動への参画推進 【重点】  (P. 14) ④ 男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生 (P. 14)
		2 家庭における男女共同参画の促進 (P. 15～)	① 家庭における男女共同参画意識の向上 (P. 17) ② 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進 (P. 18)
		重点  3 女性の活躍推進 (P. 19～) 【女性の活躍推進計画】	① 審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 【重点】  (P. 21) ② 女性の*エンパワーメントの支援 (P. 21) ③ 女性の就業継続や再就職支援の促進 (P. 22)
		4 就業環境の整備と就業機会の拡大 (P. 23～)	① 女性や若者の創業・起業の支援 (P. 24) ② *ワーク・ライフ・バランスの推進 (P. 24) ③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進 (P. 25)
	基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり	1 男女の生涯にわたる健康支援 (P. 26～)	① 母性の尊重と母子保健の充実 (P. 27) ② 生涯にわたる心身の健康保持と増進 (P. 27) ③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重 (P. 28)
		2 DV等あらゆる暴力の根絶 (P. 29～) 【DV防止基本計画】	① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 (P. 31) ② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 (P. 31) ③ 被害者の安全確保と自立支援 (P. 32)
		3 子育てしやすい安心・安全なまちづくり (P. 33～)	① 子育てにやさしいまちづくり (P. 33) ② 家庭の教育力の向上 (P. 34)
		4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり (P. 35～)	① 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり (P. 36) ② 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実 (P. 37)
	基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり	1 お互いを尊重しあうための教育の推進 (P. 38～)	① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり (P. 39) ② 園、学校等における男女共同参画の推進 (P. 39)
		2 多様性の尊重 (P. 41～)	① 多文化への理解と共生の取組 (P. 41) ② 性的少数者についての意識啓発 (P. 42)

第3章

施策の方向

基本目標Ⅰ

多様な主体との協働

◇ 基本施策1 地域における男女共同参画の促進

現状と課題

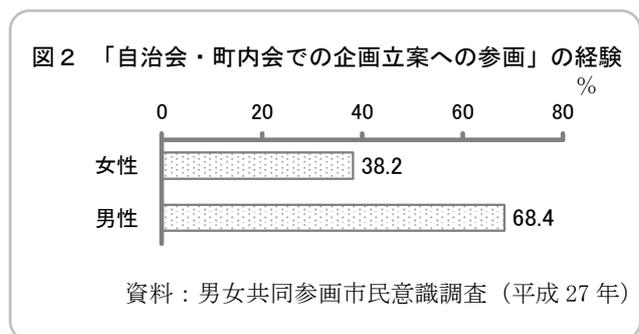
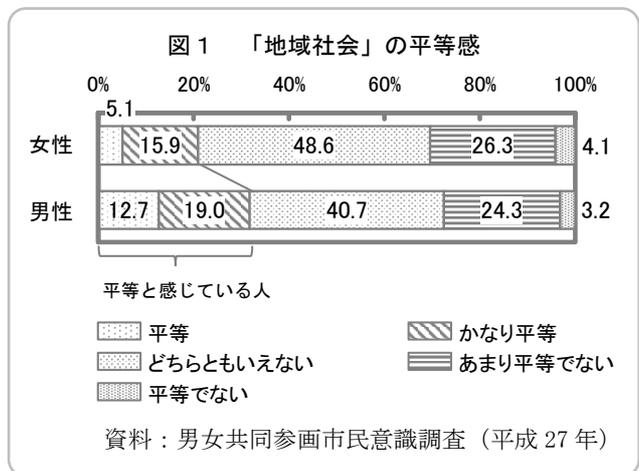
男女共同参画社会の実現に向けて、家庭とともに身近な生活の場である地域は重要な役割を果たします。

市民意識調査を見ると、女性は男性に比べ、地域社会において平等と感じている人の割合は、少ない状況です（図1）。

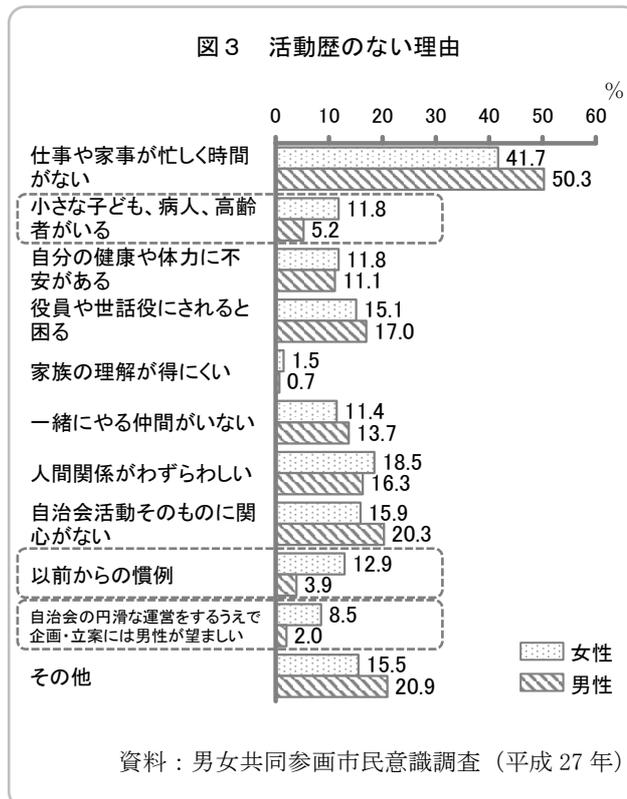
また、自治会・町内会での企画立案に参画した経験がある男性は約7割、女性は4割以下と大きな差があります（図2）。参画した経験のない理由として、「以前からの慣例」「自治会の円滑な運営をするうえで企画・立案には男性が望ましい」「小さな子ども、病人、高齢者がいる」等の理由が挙げられています（図3）。

これらのことから、地域活動において男性主導で進められている場合が多く見られるなど、※固定的な性別役割分担意識が依然として解消されておらず、“男性は主要な業務、女性は補助的業務”といった社会通念や慣行が根強く残っている状況がうかがわれます。

さらに、家庭や家事、介護等については女性が担うものという意識がうかがわれます。こうしたことから、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組が必要です。



また、これまでの大規模災害時等において、避難所運営等、災害現場での意思決定の場に女性がほとんど参画しておらず、女性用物資の不足や専用スペースの未設置など、女性が避難生活に困難を抱えていました。そのため、災害時等においては、高齢者や障がい者、乳幼児など要配慮者への支援を行うことや、男女のニーズの違いに配慮し、災害時の備えや避難所運営のあり方等に男女共同参画の視点を生かすことが重要です。



方向性

施策の方向① 地域における男女共同参画意識の向上

男女共同参画に関する各種講座、講演会、展示会等を開催し、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
男女共同参画に関する啓発の推進	「男女共同参画週間」、「パートナーしがの強調週間」の各種週間等を利用し、広報まいばら等による啓発を行います。	人権政策課
	男女共同参画に関するパネルの掲示や啓発物品、チラシ、ポスター等の配布による啓発を行います。	※男女共同参画センター
男女共同参画に関する講演会等の開催	※ワーク・ライフ・バランスや家事・育児・介護等、男女共同参画への理解を深めることができる講演会を開催します。	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課



施策の方向② 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり【重点】

自治会などの地域活動団体の運営や活動に、女性が積極的に参画し、男女が共に個性や能力を發揮しながら活躍できるよう支援します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
地域活動への女性の参画の推進	地域において女性の視点が反映されるよう、自治会役員への女性の登用の重要性に関する啓発を行います。	地域・自治振興課 (全課)
	P T Aや子ども会等、地域における様々な団体において、女性の視点が反映されるよう啓発を行います。	全課
	積極的に女性を登用している自治会等に対し、支援のあり方について検討します。	地域・自治振興課 人権政策課
男女共同参画を推進するための人材の育成	様々な知識や経験、技能を有した人を幅広い分野でまなびサポーターとして人材登録し、地域や学校等からの要請に応じてサポーターの派遣を行います。	生涯学習課
	人権教育に関する地域のリーダーを育成する研修会を行います。	生涯学習課
	老人クラブ等、地域の活動団体に対し、女性のリーダーを育成するための研修会を行います。	全課
*ボランティア活動等における男女共同参画の推進	男女ともに福祉や環境、商工等の分野を問わず、ボランティア活動の参加を促進します。	全課
	市内の市民活動団体の連携を深めるため、市民活動団体に関する情報を発信します。	政策推進課
女性団体、グループ活動の育成・支援	女性団体や男女共同参画に関する活動団体のネットワーク化や活動に対する育成・支援を行います。	*男女共同参画センター (全課)





施策の方向③ 地域での男女の防災活動への参画推進【重点】

日頃の防災対策に女性の視点を反映させるとともに、避難所等に女性や子育てに配慮した設計が行われるよう、地域における防災活動を推進します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
女性の視点を踏まえた防災活動の推進	防災に係る政策・方針決定過程への女性の参画を進め、「米原市地域防災計画」の見直しの際に、男女共同参画の視点が反映されるようにします。	防災危機管理課
	避難場所や災害*ボランティア活動の場等において、男女共同参画の視点から、全ての人の安全が保たれるよう配慮します。	防災危機管理課
	女性消防団員による、女性の視点や女性の特性を踏まえた防火・防災活動を推進します。	防災危機管理課

施策の方向④ 男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生

少子高齢化の進行に伴い、地域の活力が低下している集落の持続的発展を目指し、誰もが地域活動に参画できる環境づくりを行います。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
地域再生に向けた取組への支援	過疎化する地域の人材不足に対応するため、性別や世代を超えたまちづくりへの参画を推進します。	地域・自治振興課
	地域資源や地域の魅力を生かした各種イベントを開催し、都市との交流を図るとともに、「水源の里」を支える人を育てます。	みらい創生課 (関係各課)

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域で、男女共同参画について学びます。 ○男女共同参画に関する講演会等に積極的に参加します。 ○女性や若者も地域活動等に参加しやすいよう、時間帯に配慮するとともに、気軽に関わられるような雰囲気づくりを行います。 ○自治会等での方針決定過程の場への女性の参画を積極的に進めます。 ○男女ともに防災活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働を見直し、*ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、地域活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

◇ 基本施策2 家庭における男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、*固定的な性別役割分担意識にとられず、男女が共に仕事、家事、育児、介護などを担うことが求められています。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、同感する人の割合は徐々に減少しており、意識の解消が見受けられます。しかしながら、性別で見ると、依然として、女性に比べ男性の方が同感する人の割合が10ポイント以上高く、性別役割分担意識の根強さがうかがえます(図4)。

さらに、家庭生活における男女の平等感について、前回調査と比較すると、平等と感じている人が減少しています。性別で見ると、男性に比べ女性の方が平等と感じている人が少なく、大きく差が生じています(図5)。そのため、今後も引き続いて、男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消に努める必要があります。

また、子どものしつけや教育で気遣っていることについて、女の子は男の子に比べ「やさしさ」「家事能力」「礼儀作法」の割合が高く、男の子は女の

図4 「男は仕事、女は家庭」という考え方

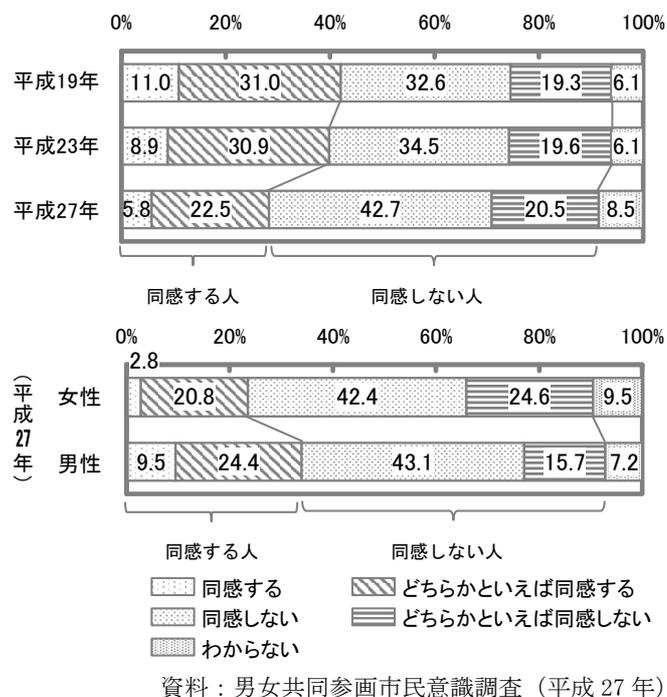
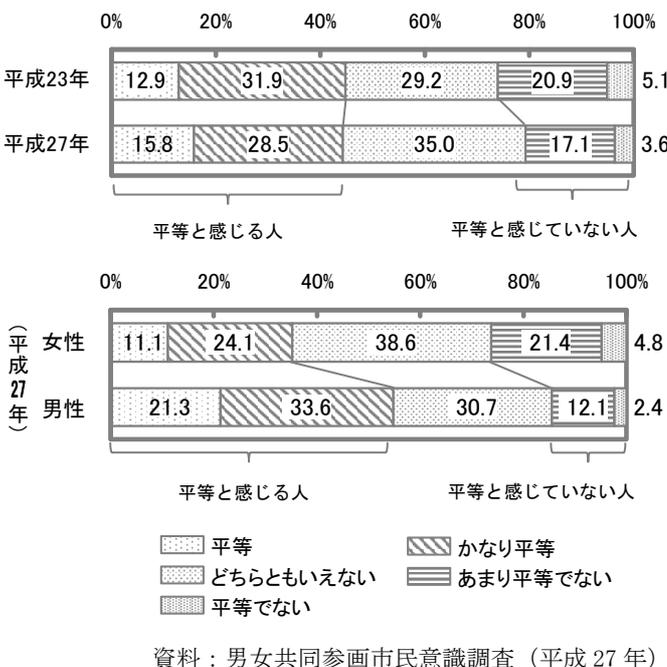


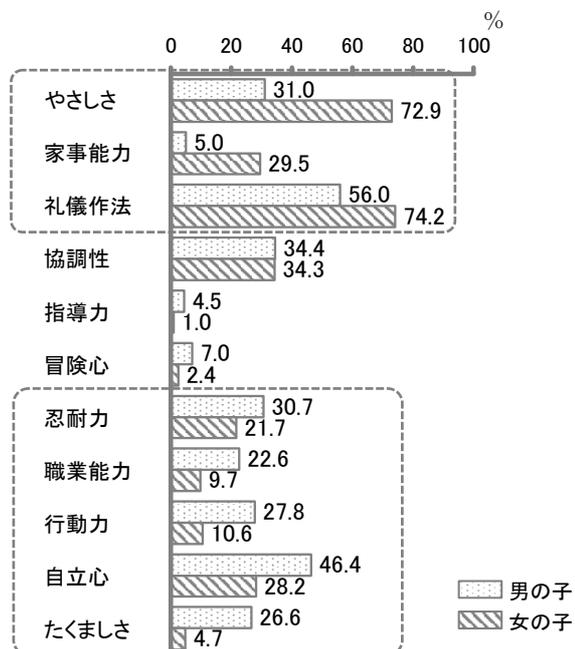
図5 「家庭生活」の平等感



子に比べ、「忍耐力」「職業能力」「行動力」「自立心」「たくましさ」の割合が高くなっています。「家事能力」については、男の子は5.0%である一方、女の子は29.5%と高く、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識がうかがえます（図6）。

家庭における役割について見ると、「日常の家事」「育児」「介護・看護」について「男女同じ程度」を理想としています。現実としては、主に女性が担っています（図7）。家庭生活においては、女性は男性に比べて平等感が低くなっていることなどから、性別による固定的役割分担意識の根強さがうかがわれます。これらのことから、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女の参画を促進することが必要です。

図6 子どものしつけや教育で気遣っていること



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）



図7 家庭の役割分担

【理想】				【現状】			
主として男性/ どちらかといえ ば男性	男女同じ 程度	主として女性/ どちらかといえ ば女性	該当なし	主として男性/ どちらかといえ ば男性	男女同じ 程度	主として女性/ どちらかといえ ば女性	該当なし
64.3	32.1	0.4	3.2	75.0	17.3	2.5	5.1
0.5	37.0	60.5	1.9	3.6	7.1	88.8	0.4
2.5	54.3	41.4	1.8	4.6	15.2	79.8	0.4
2.1	61.5	34.3	2.2	4.2	21.8	73.3	0.7
1.0	41.9	54.6	2.5	3.3	10.6	85.6	0.4
18.4	61.6	17.6	2.3	29.7	21.4	47.8	1.1
2.4	45.8	50.1	1.8	5.4	18.1	75.6	0.8
37.4	55.1	5.3	2.2	52.8	33.6	12.2	1.4
1.0	83.2	10.4	5.4	2.9	47.5	41.4	8.1
0.3	52.3	39.5	8.0	0.2	15.2	71.3	13.4
2.1	67.4	19.4	11.1	1.9	26.2	49.6	22.3

家事や介護等において、理想では「男女同じ程度」の割合が高いが、現状では「主として女性/どちらかといえば女性」の割合が高い

資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

方向性

施策の方向① 家庭における男女共同参画意識の向上

※固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いに家庭生活を担っていくことの重要性の理解を促進します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
男女共同参画に関する啓発の推進【再掲】	「男女共同参画週間」、「パートナーシガの強調週間」の各種週間等を利用し、広報まいばら等による啓発を行います。	人権政策課
	男女共同参画に関するパネルの掲示や啓発物品、チラシ、ポスター等の配布による啓発を行います。	※ <u>男女共同参画センター</u>
男女共同参画に関する講演会等の開催【再掲】	※ <u>ワーク・ライフ・バランス</u> や家事・育児・介護等、男女共同参画への理解を深めることができる講演会を開催します。	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課

施策の方向② 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進

男性が家事・育児、介護等に積極的に参加できるよう、家事や育児、介護に関する技術の習得の場や学習機会の充実を図ります。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
男性の家事への参加促進	男性が家事に取り組むにあたって、必要となる知識や技術に関する情報や学習機会を提供します。	人権政策課 *男女共同参画センター
男性の育児への参加促進	妊娠・出産期から、子育てに関する知識を習得する場を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。	人権政策課 男女共同参画センター 子育て支援課
男性の介護への参加促進	男性向け介護講座等を開き、男性の介護への積極的な参加を支援します。	男女共同参画センター 高齢福祉介護課
育児休業・介護休業の取得促進、啓発促進	性別に関わりなく、育児休業や介護休業を取得しやすい社内風土ができるよう、企業に対し情報提供や啓発のほか、制度についてお知らせします。	人権政策課 商工観光課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産期から、男女を問わず、子育てに関する知識を習得する場に参加します。 ○男女が多様な選択ができるよう、仕事や家事、育児、介護などに関する知識や技術の習得に努めます。 ○性別による固定的な役割分担をしないよう、家庭で男女共同参画について話し合います。 ○子どもとふれあい、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭での教育を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフサイクルに応じた多様な働き方ができるよう、育児休業や介護休業制度をお知らせし、育児・介護休業の取得を進めます。 ○*ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報を積極的に提供します。

◇ 基本施策3 女性の活躍推進【女性の活躍推進計画】

現状と課題

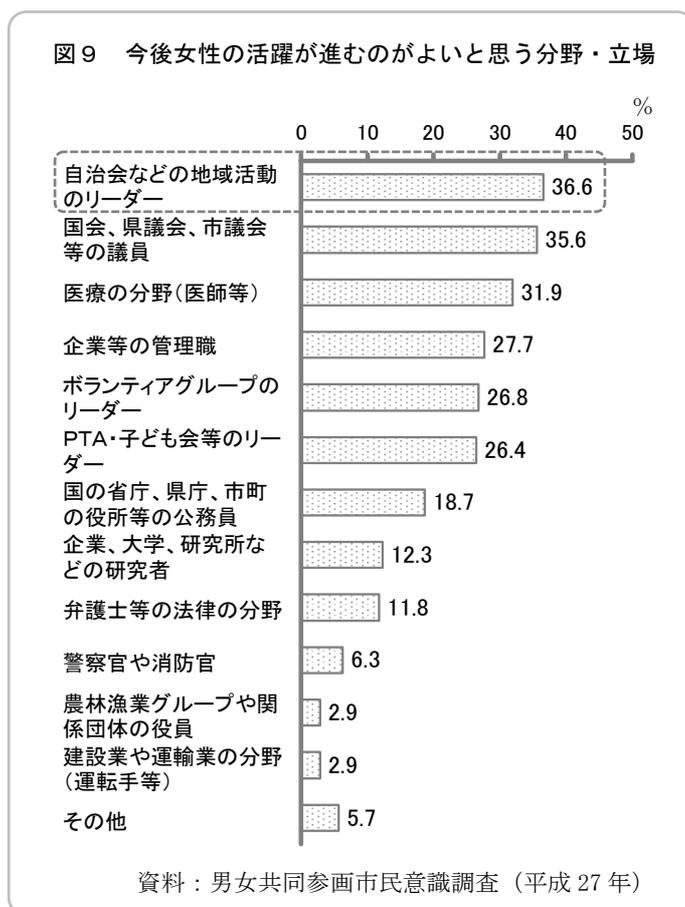
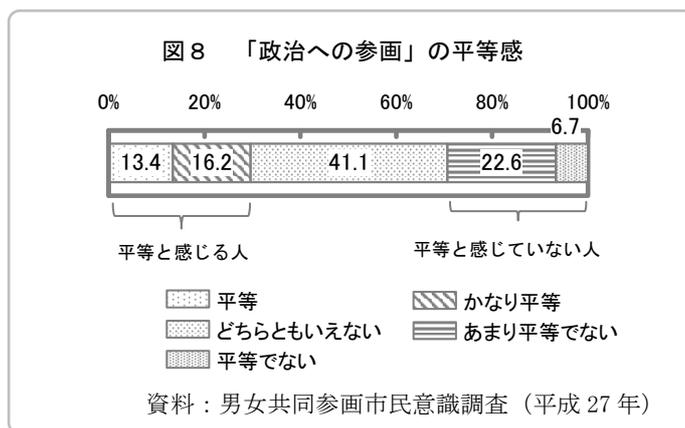
政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人一人が社会や政治に関心を持ち、あらゆる活動に男女が共に参画し、責任と役割を担うことが求められます。

市の各種審議会等への女性委員の登用率は、平成28年3月31日現在で31.4%となっており、「第2次米原市男女共同参画推進計画」の平成28年度の目標値35.0%を下回っています。

市民意識調査においても、政治への参画について平等と感じていない割合は約3割となっています(図8)。そのため、市の審議会等における女性の参画を更に進め、女性・男性の双方の視点に立って市政を考えていく必要があります。

さらに、市のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や団体等へ働き掛けを行う必要があります。

市民意識調査を見ると、今後女性の活躍が進むのがよいと思う分野・立場は「自治会などの地域活動のリーダー」が最も高く36.6%となっています(図9)。



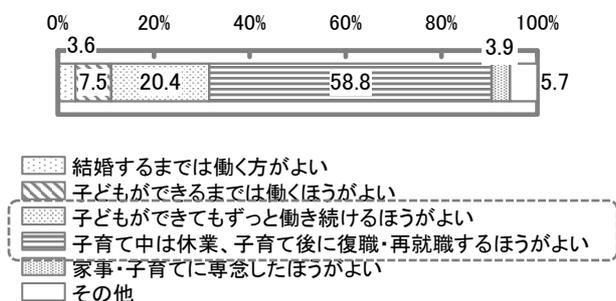
その環境づくりとして、女性が持てる力を十分に発揮できるよう、人材育成等の支援が求められます。また、女性の※エンパワーメントを高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも必要です。

市民意識調査を見ると、「子どもができてもずっと働き続けるほうがよい」が約2割、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が約6割と、多数の人は女性が、仕事を続けることを望んでいます（図10）。

また、男女共同参画社会の実現にて必要なこととして、「安心して働くための保育サービス、学童保育所を充実する」、「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」など、女性の活躍推進に向けた環境整備の充実を求め割合が高くなっています（図11）。

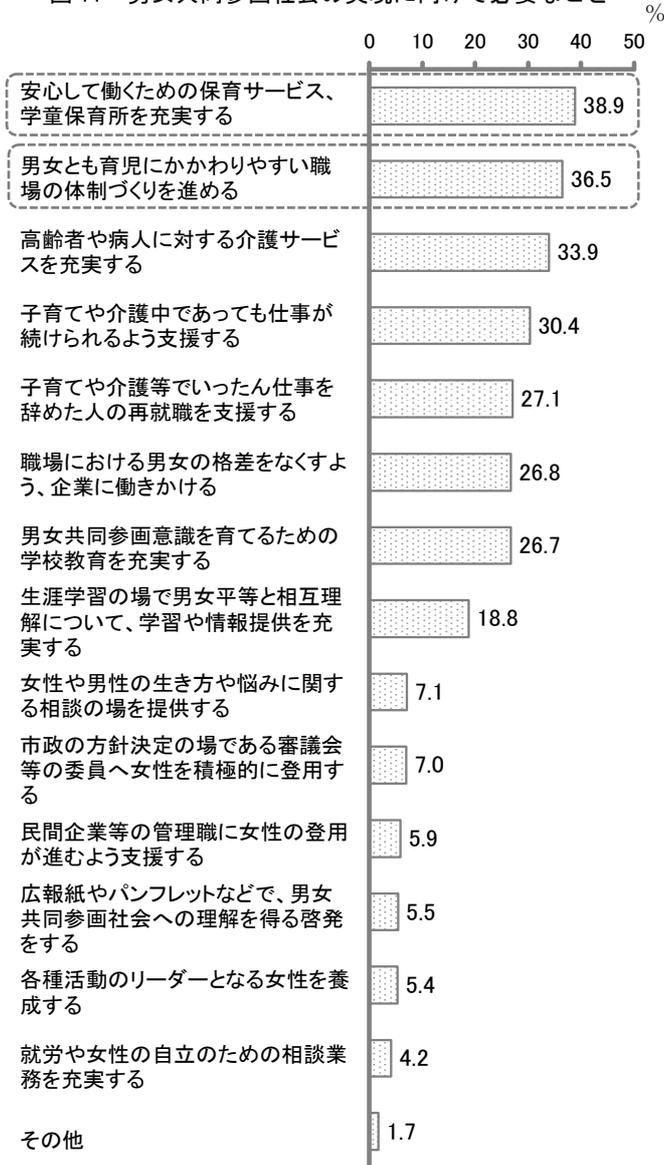
女性活躍推進法等の整備を踏まえ、本市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、女性や若者等の起業・創業を実現する応援体制の強化などを掲げています。子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職など、個人の意欲と能力を生かすことができる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

図10 女性の働きかたについて



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

図11 男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

方向性

施策の方向① 審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 【重点】

あらゆる方針決定の場に、女性が参画できるよう審議会や委員会等に占める女性の割合を増やし、全体の35%以上になることを目標に取り組みます。とりわけ、一人も女性がいない審議会等については、女性委員の登用に向けた様々な手立てを講じます。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
審議会等の政策や方針決定の場への女性の参画の促進	あらゆる方針決定の場に、女性が参画できるよう審議会等の委員の選任に当たっては、男女の構成割合が、定数の7割を超えて、一方の性で占めないように努めます。	総務課 (全課)
	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、*女性人材バンク「なでしこネット」について幅広くお知らせします。	人権政策課
管理職等への女性の登用の推進	男女を問わず、能力と適性に応じた管理職等への登用を行うとともに、様々な分野で女性の意見が反映されるよう、人事配置を行います。	総務課
子育て中の女性が参画しやすい環境づくり	子育て中の女性が審議会等に参加しやすいように、託児や開催時間等について配慮します。	全課
「特定事業主行動計画」の推進	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、市役所における女性活躍の推進に向けて具体的に取り組みます。	総務課
企業・事業所における女性活躍の促進	男女共同参画、女性の活躍推進に向けて取り組む市内企業の表彰や公共調達等における評価等について検討を進め、女性の登用促進を図ります。	人権政策課 商工観光課 管財課

施策の方向② 女性の*エンパワーメントの支援

女性のエンパワーメントを引き出すため、男女共同参画に関する研修や事業への参画を促進します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
女性のエンパワーメント向上のための支援	自治会の役員等、地域活動のリーダーとなる人材の育成に努めるため、講座や研修などの学習機会を拡充します。	*男女共同参画センター 地域・自治振興課 生涯学習課 総務課
	女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会や起業塾などを開催します。	商工観光課 人権政策課 生涯学習課

施策の方向③ 女性の就業継続や再就職支援の促進

女性の就業継続や再就職に関する情報発信を行うなど、就業を希望する女性に向けた支援を行うとともに、子どもをもつ女性に働きやすい環境を整備します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
女性の就業継続や再就職支援のための情報提供の充実	就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関等と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めます。	商工観光課 人権政策課

女性の活躍推進に向けては、*ワーク・ライフ・バランスの推進等の施策も重要になり、以下の施策についても、併せて推進していきます。

【女性の活躍推進関連施策】

施策	内容
女性や若者の創業・起業の支援 (P.24)	起業を目指す女性や若者への講習会等の情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。
ワーク・ライフ・バランスの推進 (P.24)	仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する制度や法律について情報を発信し、制度の利用促進と活用できる環境づくりを推進します。
あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進 (P.25)	農業や商工業など様々な分野において、性別に関わらず、個性が発揮できる職業を選択できるよう支援します。
子育てにやさしいまちづくり (P.33)	共働き家庭等で仕事と家庭生活を両立するための多様なニーズに応えるほか、地域の全ての家庭で、安心・安全に子育てができるまちづくりを進めるため、子育て支援の充実を図ります。

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等の政策や方針決定の場へ、女性も積極的に参画します。 ○女性の能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業を取りやすい風土や仕組みづくりに努めます。 ○女性が出産後も就業継続や再就職しやすい環境の整備に努めます。 ○誰もが積極的に管理職登用試験などにチャレンジできる職場環境づくりを進めます。 ○男女を問わず非正規社員から正規社員への登用を積極的に推進します。 ○常時雇用する従業員が300人以下の一般事業主についても、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に努めます。

◇ 基本施策4 就業環境の整備と就業機会の拡大

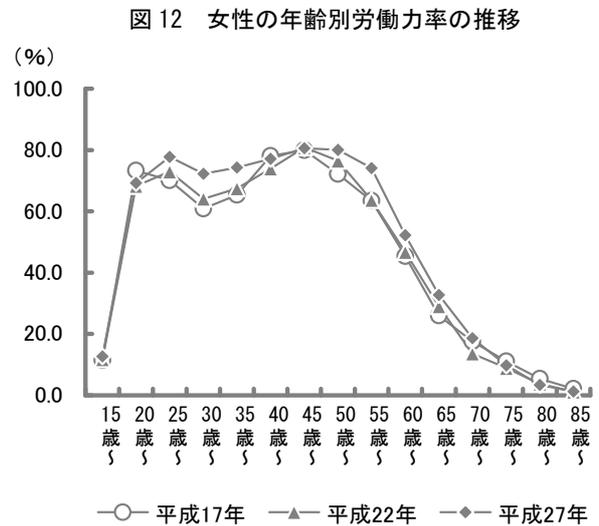
現状と課題

働くことは、生活の基盤であり、自己実現につながります。

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています（図12）。「M字カーブ」は年々改善方向にありますが、女性が妊娠や子育てなどで仕事を辞めざるを得ない状況がうかがえます。

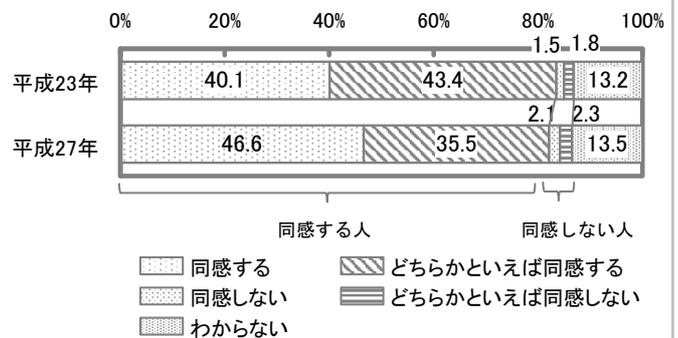
本市では、講演会等の開催やポスター、リーフレット等の掲出などを通して、**※ワーク・ライフ・バランス**をはじめとする男女共同参画に関する啓発を行ってきました。

市民意識調査では、仕事と生活の調和がとれるという考え方に同感する割合は約8割を占めており、ワーク・ライフ・バランスの実現には、経営者や職場の理解が不可欠となっています（図13）。男女が共に安心して子どもを育てながら、充実した生涯を過ごすためには、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる環境を整備していくことが重要です。



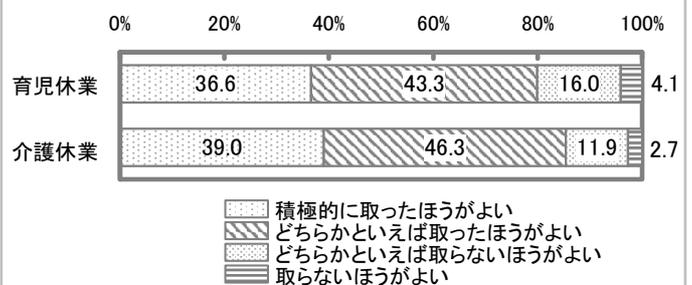
資料：国勢調査

図13 「仕事と生活の調和がとれる」という考え方



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

図14 男性の育児休業・介護休業取得の考え方



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

また、男性の育児・介護休業取得についての意識は向上しているものの、取得者の割合は低く、制度を積極的に利用できるよう、職場環境や雰囲気、意識づくりを進めていくことが必要です（図14）。

方 向 性

施策の方向① 女性や若者の創業・起業の支援【女性の活躍推進関連施策】

起業を目指す女性や若者への講習会等の情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
女性の起業への支援	起業を目指す女性に対し、米原市商工会等の関係機関と連携しながら、創業塾やセミナーなどを開催し、様々な情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。	商工観光課
	女性等のチャレンジ支援と、企業や大学、金融機関などの民間事業者等と市が協働することにより、地域産業の活性化と新しいしごと創出に取り組み、女性や若者が活躍するまちを創造します。	みらい創生課
	関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が活躍している事例を収集し、広く紹介する取組を推進するとともに、女性団体等のネットワーク化を促進します。	*男女共同参画センター 人権政策課

施策の方向② *ワーク・ライフ・バランスの推進【女性の活躍推進関連施策】

仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する制度や法律について情報を発信し、制度の利用促進と活用できる環境づくりを推進します。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度および介護休業制度について、あらゆる機会を通じてお知らせします。	人権政策課 総務課 男女共同参画センター 商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への支援	働きやすい職場づくりに向けて、市内事業所への研修会や*ポジティブ・アクションの事例等の情報発信等、啓発を行います。	人権政策課 商工観光課 男女共同参画センター
	市内事業者に対し、*男女雇用機会均等法や*育児・介護休業法等、各種制度の情報提供を行います。	人権政策課 商工観光課 男女共同参画センター

施策の方向③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

【女性の活躍推進関連施策】

農業や商工業など様々な分野において、性別に関わらず、個性が発揮できる職業を選択できるよう支援します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
様々な分野における男女共同参画の推進	農業分野において、市内の耕作放棄地が多くなっている中で、農業の持続的発展を目的とし、関係機関と連携しながら、男女を問わず新規就農者の育成・確保を図ります。	農政課
	就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めます。	商工観光課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○*<u>固定的な性別役割分担</u>を見直し、男女ともに家事、育児、介護などを行います。 ○地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。 ○*<u>男女雇用機会均等法</u>や*<u>育児・介護休業法</u>等、各種制度の情報を入手し、活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭のバランスがとれるよう、柔軟な勤務形態の導入等、働き方の見直しを進めます。 ○就業者に育児・介護休業の活用を積極的に働き掛けていきます。 ○あらゆる職業・職種において、男女共同参画を推進します。 ○様々な分野で男女共同参画を積極的に改善する*<u>ポジティブ・アクション</u>の推進に努めます。



基本目標Ⅱ

基本的人権の尊重

◇ 基本施策1 男女の生涯にわたる健康支援

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的性差を理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切です。

本市では、妊婦支援事業や乳幼児健康診査事業等を通じて、母子保健の充実を図っています。今後も引き続き、妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを行うことで、市民がいきいきと活動できるよう支援していくことが必要です。

また、女性は、妊娠や出産の可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、性と生殖に関する健康と権利（※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に配慮しながら、男女が互いの性について十分に理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

性については様々な情報が氾濫し、誰もが正しい知識を身につけているとは言えない状況であるため、適切な情報提供に努めるとともに、健康に対する相談体制等の充実が求められています。

方 向 性

施策の方向① 母性の尊重と母子保健の充実

安心して子どもを生み育てることができるよう、切れ目のない支援を行います。母性保護に関する正しい知識の普及や母子保健の充実を図るとともに、女性の健康の保持・増進に向けた支援を推進します。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
母子保健事業の充実	妊娠、出産期から出産後も含め、切れ目のない支援を行います。また、乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行うとともに、産後うつ等を防ぐため、妊娠期や産後のケアを充実します。	健康づくり課
女性の健診およびがん検診の受診促進	自分の身体の状態を知り、生活習慣病を予防するために生活習慣病健診とがん検診等を実施します。	健康づくり課

施策の方向② 生涯にわたる心身の健康保持と増進

健康保持のために、スポーツ活動や健康に係る講座などを開催し、体力の保持と知識の習得に努めます。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
健康づくりへの支援	男女とも、健康診断を受けて自分の身体の現状を知り、自己管理できるように、健診結果を説明し、個人の健康づくり活動を支援します。また、健康・栄養相談、出前講座の実施や健康づくりに関する啓発を実施します。	健康づくり課
地域で健康づくりに取り組める環境づくり	生きがいの場づくりを行い、体を動かすことにより、健康の増進を図ります。また、出前講座により、成人から高齢者まで幅広い年齢を対象に親しみやすいスポーツを紹介します。	生涯学習課 くらし支援課



施策の方向③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

学校等における性教育の充実を図るとともに、不妊・不育への支援を充実します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
学校における性と生殖に関する教育の充実	保健体育の授業を通して、エイズや性感染症に関する知識や予防法などを学習します。また、各学校の性教育年間計画に基づき、発達段階に応じて性教育を実施します。	学校教育課
不妊・不育への支援	不妊・不育に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心・安全に出産を迎えることができるよう、費用の一部助成を行います。	健康づくり課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○心身の健康と命の尊さを自覚し、ライフサイクルに応じた健康づくりに取り組みます。 ○定期的に健康診査を受診します。 ○地域で取り組める運動を積極的に進めます。 ○エイズや性感染症に関する知識や予防方法を身に付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な健康診査の受診を働き掛けます。 ○社員の健康管理の支援に努めます。 ○女性特有の病気に対する配慮をします。

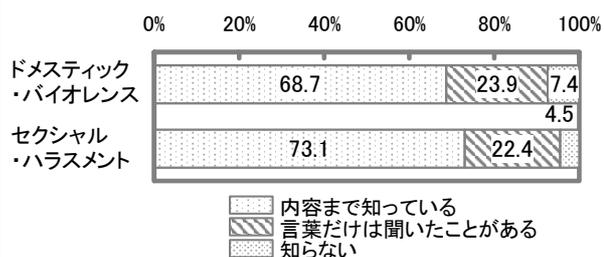
◇ 基本施策2 DV等あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

現状と課題

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力による被害の相談件数が全国的に増加しています。*ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)は、地域社会から見えにくいいため、潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が少なく、被害者の心と身体に重大な影響を及ぼし、個人の尊厳を著しく侵害するものです。さらに、子どもの面前で行われるDVは、児童虐待防止法において、*児童虐待であると規定され、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えます。

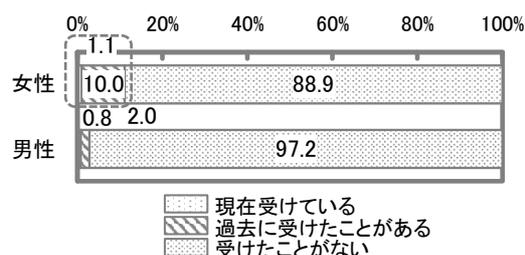
市民意識調査では、市民のDVや*セクシャル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。)等の認知度は高くなっている中で(図15)、女性の1割以上が配偶者等からDVを受けており、男性に比べ、暴力等を受けている割合が高くなっています(図16)。DVやセクハラの原因として「相手を対等な存在と見ていない」ところにあるという意見が多くなっており(図17)、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを進める必要があります。

図15 「ドメスティック・バイオレンス」「セクシャル・ハラスメント」の認知度



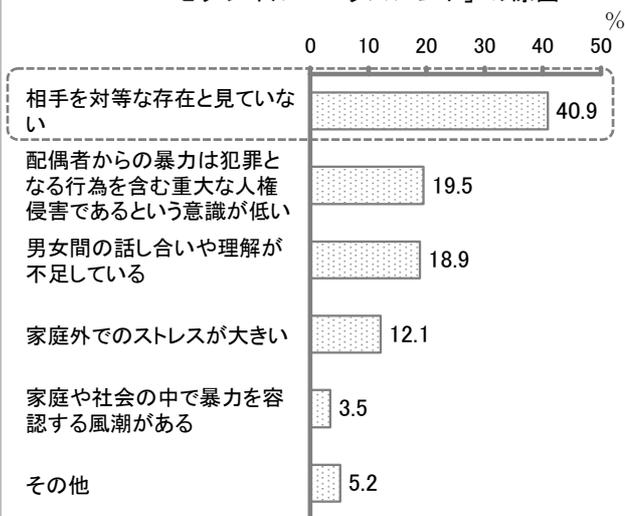
資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

図16 ドメスティック・バイオレンスの経験



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

図17 「ドメスティック・バイオレンス」「セクシャル・ハラスメント」の原因

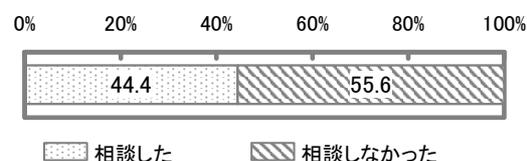


資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

また、国、県においても、DV防止は最重要課題の一つとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という社会環境づくりが求められます。

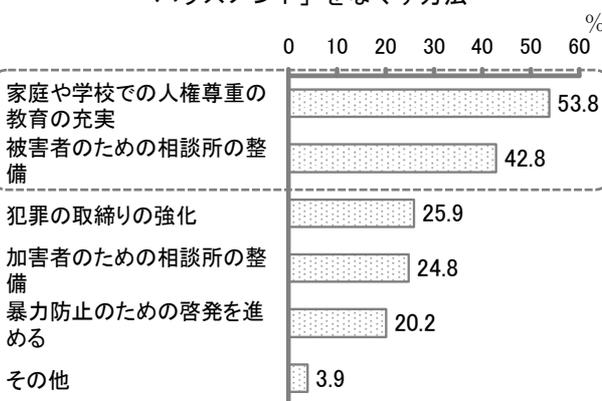
DVへの対応について、市民意識調査でみると、DVに対して「相談しなかった」の割合が5割を超え（図18）、問題が表面化しない状況がうかがえます。DVやセクハラをなくすためには「家庭や学校での人権尊重の教育の充実」とともに「被害者のための相談所の整備」が上位に挙がっています（図19）。相談機関の紹介や情報提供の充実を図るとともに関係機関が効率的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。さらに、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応が必要であり、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

図18 ドメスティック・バイオレンスの対応



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

図19 「ドメスティック・バイオレンス」「セクシャル・ハラスメント」をなくす方法



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

方 向 性

施策の方向① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進

DVや*ハラスメント、虐待の防止等に関する啓発や情報提供および啓発活動を推進するとともに、*デートDVをなくすために、児童生徒に対する予防教育を推進します。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
DVやハラスメント、虐待の防止等に関する啓発や学習機会の充実	* <u>児童虐待防止月間</u> を中心に、児童虐待防止に関わる啓発活動を実施します。	こども家庭課
	中学生を対象に、デートDV予防教育を行います。	学校教育課
	関係機関と連携を図りながら、暴力防止のチラシを配布するなど、女性の人権に対する人権啓発を行います。	* <u>男女共同参画センター</u>
ハラスメントの防止等に関する指針の遵守	「米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針」を遵守します。	総務課

施策の方向② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実

DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶と虐待の未然防止、早期発見のための相談体制や要保護児童等に対する相談支援体制の充実を図ります。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
DVに関する相談体制の充実	被害者からの相談に適切に応じるため、関係職員や相談員の質の向上に努めます。また、DVが発覚した場合、速やかに被害者の安全を確保し、安心して相談できる体制を整えます。	こども家庭課 人権政策課
DV防止に向けた関係機関の連携	警察や医療機関等の関係機関と連携を図りながら、早期発見や早期対応に取り組みます。	こども家庭課 人権政策課
児童虐待に対する支援の充実	米原市こども家庭相談室を中心に、要保護児童等に対して必要な相談・支援を実施します。関係機関等と連携し、虐待の未然防止や早期発見を行います。	こども家庭課 (関係各課)
高齢者・障がい者虐待に対する支援の充実	高齢者・障がい者虐待ネットワーク会議を開催し、関係機関等が連携しながら、高齢者・障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見を行います。	くらし支援課 社会福祉課

施策の方向③ 被害者の安全確保と自立支援

DV被害等を受けた人が孤立することなく安心して生活できるよう、関係機関等課等との連携を行い、情報管理の徹底を行います。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
DV等の被害者の安全確保	DVおよびストーカー行為による被害者からの支援申出により、関係課との連携を行い、住民票や戸籍附票の写しなどの証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにします。	市民窓口課
	滋賀県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者が安心安全に過ごせる環境をつくり、心身の回復や自立に向けた支援を行います。	こども家庭課 *男女共同参画センター 人権政策課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる暴力を許さない意識を高めます。 ○セクハラやDV、*高齢者虐待、*児童虐待は、重大な人権侵害であることを認識し、地域の連携と協働によって被害の防止に努めます。 ○DVや虐待を発見したときは、最寄りの行政や関係機関に相談します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる暴力を許さない意識啓発を行います。 ○セクハラ防止に向けて、研修などに積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる相談体制の整備を図ります。

◇ 基本施策3 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

現状と課題

仕事と家庭生活を両立するためには、子育て支援の充実が重要です。

男女共同参画をめぐる法的な整備は整ってきているものの、実際には、出産や子育て期には女性の方が離職し子育てに従事するなど、女性の労働力が一時的に低下する傾向が見られます。このため、子育てと就労の両立のための環境を整備し、男女が共に家庭や地域、働く場などに参画しながら安心して子育てができる体制づくりが求められています。

方向性

施策の方向① 子育てにやさしいまちづくり【女性の活躍推進関連施策】

共働き家庭等で仕事と家庭生活を両立するための多様なニーズに応えるほか、地域の全ての家庭で、安心・安全に子育てができるまちづくりを進めるため、子育て支援の充実を図ります。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
子育て支援事業の充実	保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。	保育幼稚園課 健康づくり課 子育て支援課
	放課後児童の安心・安全な居場所づくりを目指し、市と地域、市民の協働により、放課後児童クラブ事業を実施します。	子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター事業により、育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
	※子育て支援センターの機能を充実し、子育て家庭の親子が安心して過ごせる居場所づくりや地域とのつながりを図るなど、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課 子育て支援課
	※利用者支援事業として、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、利用者および関係機関が情報を共有していくとともに、個別ニーズを把握し、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援します。	健康づくり課 保育幼稚園課

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
	子育てに関する情報を広報誌等で発信するとともに、子育て関係施設においても掲示・配布します。	保育幼稚園課 子育て支援課
	「米原市特定事業主行動計画策定委員会」にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行います。	総務課

施策の方向② 家庭の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、男女ともに、家庭における教育力の向上に向けた支援を充実します。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催	親子で参加・体験する活動や、家庭教育に関する講座や研修会などを通して、家庭の教育力の向上に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課 保育幼稚園課 子育て支援課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に子育て支援に関する事業の情報を入手します。 ○仕事と家庭生活を両立するため、様々な子育て支援事業を利用します。 ○地域での子育て支援に積極的に参加します。 ○*子育て支援センターを活用し、親子で安心して過ごす機会を増やし、親子の交流機会に参加します。 ○妊娠から就学までの相談に、*利用者支援事業を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭生活を両立するため、就業者が働きやすい環境づくりに努めます。



◇ 基本施策4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり

現状と課題

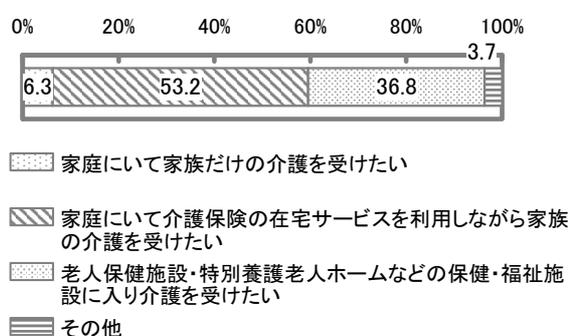
少子高齢化が進行する中、本市では、※ひとり親家庭や高齢者単身世帯などの増加が顕著になっています。ひとり親家庭等の生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が求められます。貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

また、外国籍市民が言語や習慣、文化などの違いから地域とのつながりが希薄になり、生活上の困難や疎外感が生じないように支援が必要です。

こうしたことから、誰もが安心して暮らせる環境を整備し、自立した生活ができるような社会づくり・意識づくりが求められています。

市民意識調査を見ると、自分自身に介護が必要になった場合に「家庭において介護保険の在宅サービスを利用しながら家族の介護を受けたい」が最も高く5割を超え、次いで「老人保健施設・特別養護老人ホームなどの保健・福祉施設に入り介護を受けたい」が約4割近くとなっています（図20）。そのため、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実が求められます。

図20 介護が必要になった場合の希望



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

方 向 性

施策の方向① 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり

男女に関わらず、悩みや困りごとの相談に応じることで、豊かに暮らすことができるよう生活の安定や自立に向けた支援を行います。

施 策	施策の具体的な取組内容	担当課
支援が必要な人に対する相談支援の充実	高齢者、障がい者、外国人等、支援を必要とする人に対する相談機会の充実を図ります。	こども家庭課 くらし支援課 人権政策課
※ひとり親家庭に対する支援の充実	母子父子自立支援員による生活や就労等の相談を実施します。	こども家庭課
生活困窮者に対する自立支援施策の充実	生活困窮者の課題解決に向けて、相談体制の確立を図るとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。	くらし支援課 (関係各課)
要配慮者の防災体制の充実	災害時等の緊急時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人に対する避難体制づくりに努めます。	くらし支援課 防災危機管理課 (関係各課)
外国籍市民に対する支援の充実	外国籍市民に対する情報や相談体制の強化を図り、地域での暮らしやすい環境づくりに努めます。	人権政策課 学校教育課
サロン活動等による居場所づくり	地域において孤立しないよう、年代や性別、国籍を問わず、参加できる居場所づくりを推進します。	くらし支援課



施策の方向② 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実

男女問わず高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、自立・社会参加ができるように福祉サービスを充実します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
高齢者福祉の充実	総合相談窓口の設置を行い、関係機関との連携を図りながら、高齢者の介護保険や生活支援等の総合的な支援を行います。また、認知症サポーター養成講座を開催し、男女を問わず認知症や介護に対する理解を深めます。	くらし支援課 高齢福祉介護課
障がい者福祉の充実	「米原市障がい福祉計画」、「米原市障がい者計画」に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行います。	社会福祉課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困った時は、まず身近な相談窓口で相談します。 ○地域で支援が必要な高齢者や障がい者、*ひとり親家庭などの見守り、声掛けに努めます。 ○高齢者や子育て家庭の支援等、地域福祉活動に関わるサロン活動を推進します。 ○認知症サポーター養成講座等に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での見守り活動や生活支援など、孤立化を防ぐための地域づくりに協力します。

基本目標Ⅲ

多様性の尊重と共生のまちづくり

◇ 基本施策1 お互いを尊重しあうための教育の推進

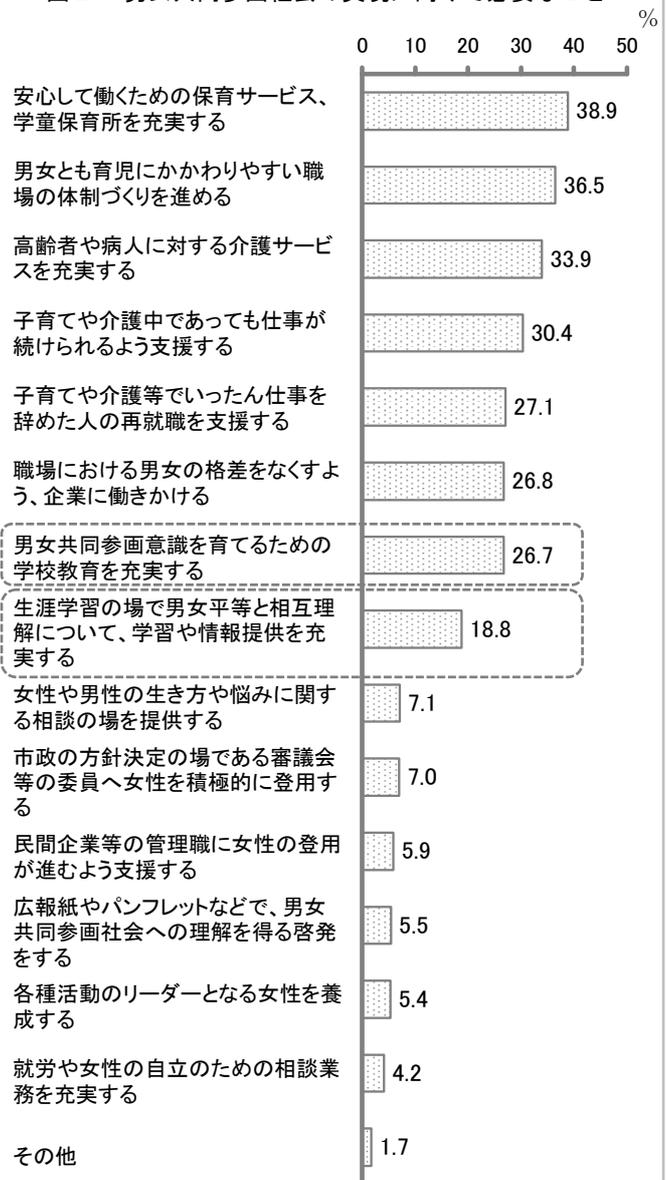
現状と課題

誰もが性別にとらわれず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習が必要です。

市民意識調査を見ると、男女共同参画社会の実現に向けて必要なこととして、子育てや介護に関わる項目に次いで、「男女共同参画を育てるための学校教育を充実する」、「生涯学習の場で男女平等と相互理解について、学習や情報提供を充実する」の割合が高くなっています(図21)。

このため、男女平等の視点に立った学校教育の充実が望まれており、様々な学習機会を提供し、性別に関わりなく、多様な選択を可能にする環境づくりが重要です。また、生涯学習の場において、自立や思いやりの意識を育み、人権尊重と男女平等の理念を推進する教育・学習機会の拡充を図ることが必要です。

図21 男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと



資料：男女共同参画市民意識調査（平成27年）

方向性

施策の方向① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり

男女平等や男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、行事等の情報提供を行うとともに、講座や意見交換会等、学習の機会を充実します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
男女共同参画の理解促進のための学習機会の充実	男女共同参画に関連する行事や知識に関する情報を提供します。	*男女共同参画センター
	男女共同参画に関する図書や資料を収集し、提供します。	男女共同参画センター 図書館
	日常生活において、慣習や慣行として残る* <u>固定的な性別役割分担意識</u> の見直しなど、男女共同参画について学ぶ講座を開催します。	生涯学習課 男女共同参画センター
	男女共同参画を含めた人権に関する意見交流、講演会、ワークショップ等を通じた地域における人権学習の機会を提供します。	生涯学習課 人権政策課
	メディア等からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(<u>メディアリテラシー</u>)の向上を図ります。	人権政策課

施策の方向② 園、学校等における男女共同参画の推進

保育所、幼稚園、*認定こども園、学校等において、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画意識を育みます。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
園、学校等における男女共同参画意識を育む教育の充実	教職員や保護者等の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課
	男女共同参画社会の理念に立った、* <u>ジェンダー</u> にとられない保育・教育を推進します。	保育幼稚園課 学校教育課
* <u>キャリア教育</u> ・職場体験の実施	豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うため、発達段階に応じたキャリア教育や職場体験を実施します。	学校教育課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none">○学習活動を通して、男女共同参画や人権について、正しい理解と認識を深めます。○男女共同参画を含めた人権に関する意見交流、講演会、ワークショップ等に積極的に参加します。○ジェンダーにとらわれない行動を実践します。○発達段階に応じたキャリア教育や職場体験を受けます。	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画に関する講演会等に積極的に参加し、男女共同参画への理解を深めます。○発達段階に応じたキャリア教育や職場体験の受入れに協力します。

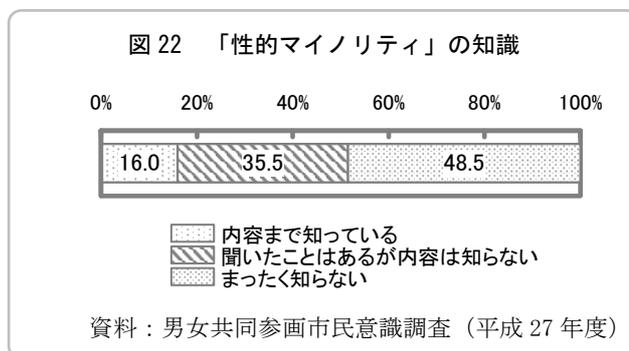


◇ 基本施策2 多様性の尊重

現状と課題

性別や年代、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いや価値観を認め、理解しあい、共に生きていくためには、多文化共生への理解を深め、多様性を尊重しあう必要があります。

また、市民意識調査をみると、性的少数者（※性的マイノリティ）について「内容まで知っている」人は少数となっています（図22）。そのため、女性と男性の身体機能の違いや、※LGBT等の性的少数者（性的マイノリティ）に対して理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を育てることが、男女平等・男女共同参画を進める上で重要です。



方向性

施策の方向① 多文化への理解と共生の取組

多様な価値観を認めあう社会が男女共同参画社会であることを認識し、外国籍市民との交流を深め、異なる言語や文化等を理解することで、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
多文化共生の理解に向けた支援の充実	外国籍市民との共生社会の実現を目指して、交流の機会を提供します。	人権政策課
	市役所に通訳を配置し、外国籍市民の生活支援を図ります。	人権政策課

施策の方向② 性的少数者についての意識啓発

性的少数者に対する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を啓発します。

施策	施策の具体的な取組内容	担当課
※性的マイノリティに関する普及啓発	性的マイノリティに関する講演会の開催など学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、地域社会などにおける理解の浸透を図ります。	人権政策課 生涯学習課 学校教育課

市民・地域、事業所等の役割

市民・地域の役割	事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none">○多様な価値観を認める意識を持ちます。○多文化共生社会への理解を深めます。○性的少数者に関する知識や理解を深める学習機会に積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none">○男女ともに働きやすい環境をつくるため、多様な価値観を認めあう意識啓発を進めます。



第4章

計画の推進体制

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の充実と推進計画の進行管理

庁内組織の整備・強化に努め、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取組を推進します。計画を推進していく上で、各事業における実施状況の把握と職員の意識改革、資質の向上に努めます。

推進計画の進行管理は、市民参加による組織「米原市男女共同参画審議会」において進捗状況の確認などを行い、事業の推進を図ります。

(2)*男女共同参画センター機能の充実

男女共同参画センター（米原市人権総合センター内）では、人材育成の場および活動の拠点として、相談事業をはじめ各種講座などを開催し、男女共同参画社会の実現を目指した機能の充実、強化と支援を図ります。

(3) 多様な主体との連携と協働

市と市民、事業者、NPO、各種団体などが*パートナーシップによる連携・ネットワーク化を図り、男女共同参画社会の実現を目指した取組を推進します。

また、国や県など関係機関と連携を図りながら、情報の収集に努め、施策を効果的に推進します。

2 計画の数値目標

基本施策	成果目標の内容	現況値	目標値	担当課
I-1 ① I-2 ① (P12,17)	男女共同参画に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	5回 (~H27年度)	8回 (~H32年度)	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
I-1 ② 【重点】 (P13)	市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数（年ごと）	4人 (H28.4.1)	15人 (H33.4.1)	地域・自治振興課
	女性が代表者または副代表者である団体の割合（滋賀県市町村男女共同参画推進状況一覧表中「滋賀県地域住民自治団体等における女性の参画状況」のうち、「自治会・町内会・区等」の数を除く合計の割合）（年ごと）	9.0% (H28.4.1)	20.0% (H33.4.1)	人権政策課 (関係各課)
	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合（市民意識調査）	5.0% (H27)	10.0% (H33)	政策推進課
I-1 ③ 【重点】 (P14)	防災会議における女性委員の割合（年ごと）	9.1% (H28.4.1)	20.0% (H33.4.1)	防災危機管理課
I-1 ④ (P14)	市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合（市民意識調査）	37.9% (H27)	50.0% (H33)	みらい創生課
I-2 ① (P17)	「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合（男女共同参画市民意識調査）	28.3% (H27)	20.0% (H33)	人権政策課
I-2 ② (P18)	育児休業を取得したことがある市役所男性職員数（過去5年間の累計）	2人 (~H27年度)	5人 (~H32年度)	総務課（全課）
I-3 ① 【重点】 (P21)	各種審議会委員のうち女性が占める割合（年ごと）	31.4% (H28.4.1)	35.0% (H33.4.1)	総務課（全課）
	女性委員のいない審議会等の数（年ごと）	6 (H28.3.31)	0 (H33.3.31)	人権政策課 (関係各課)
	市役所管理職における女性職員の割合（年ごと）	25.0% (H28.4.1)	30.0% (H33.4.1)	総務課
	※女性人材バンク登録制度への全体登録数（年ごと）	30人 (H28.4.1)	60人 (H33.4.1)	人権政策課
	※女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定事業者数（努力義務である300人以下の市内事業所に限る）（事業所内公正採用選考・人権啓発事業所のみ）（過去5年間の累計）	0社 (~H27年度)	3社 (~H32年度)	人権政策課 商工観光課

基本施策	成果目標の内容	現況値	目標値	担当課
I-3 ② (P21)	女性の※エンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	0回 (~H27年度)	3回 (~H32年度)	商工観光課 人権政策課 生涯学習課
I-3 ③ (P22)	保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）	6,152人 (H27年度)	7,000人 (H32年度)	保育幼稚園課
	待機児童発生数（年ごと）	0人 (H28.4.1)	0人 (H33.4.1)	保育幼稚園課
I-4 ① (P24)	女性起業支援対象者（過去5年間の累計）	4人 (~H27年度)	10人 (~H32年度)	商工観光課
I-4 ② (P24)	市役所年次有給休暇の平均取得日数（年ごと）	7.1日 (H27年度)	12日 (H32年度)	総務課
	※ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数（過去5年間の累計）	1回 (~H27年度)	5回 (~H32年度)	人権政策課
I-4 ③ (P25)	人・農地プランを作成した集落数（市民意識調査）	31集落 (H27)	45集落 (H33)	農政課
II-1 ① (P27)	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	29.5% (H27年度)	50.0% (H32年度)	健康づくり課
	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.9% (H27年度)	50.0% (H32年度)	健康づくり課
	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.0% (H27年度)	100% (H32年度)	健康づくり課
II-1 ② (P27)	ニュースポーツ等の出前講座の実施回数（年ごと）	13回 (H27年度)	20回 (H32年度)	生涯学習課
II-1 ③ (P28)	「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を行う実施校数（年ごと）	40.0% (H27年度)	50.0% (H32年度)	学校教育課
II-2 ① (P31)	中学校での※デートDV予防教育の実施率（年ごと）	50% (H27年度)	100% (H32年度)	学校教育課
II-2 ② II-2 ③ (P31,32)	※ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談の件数（年ごと）	33件 (H27年度)	—	こども家庭課
II-3 ① (P33)	※子育て支援センターにおける相談の件数（年ごと）	575件 (H27年度)	—	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・センター会員総数（年ごと）	79人 (H28.4.1)	200人 (H33.4.1)	子育て支援課

○米原市付属機関設置条例

平成 28 年 3 月 24 日
条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第 1 のとおり執行機関の付属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第 1 所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 付属機関は、それぞれ別表第 1 委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第 1 委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第 1 委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(法律または他の条例による付属機関)

第 5 条 市が設置する付属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

《以下、中略》

別表第 1 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)【抜粋】

付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	米原市男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進および進捗状況に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 男女共同参画に関する団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者 (3) 公募による市民 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2 年

○米原市男女共同参画審議会規則

平成28年4月1日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

米原市男女共同参画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	性別	所属等
◎小沢 修司	男	京都府立大学 副学長
丸本 春美	女	米原市商工会 女性部
深見 榮子	女	米原地区更生保護女性会
塚田 多佳子	女	米原市女性の会
渡部 優	女	市民委員（一般公募）
亀田 友子	女	市民委員（一般公募）
鏑田 鉄雄	男	市民委員（一般公募）
○石河 美千子	女	米原市人権教育推進協議会 副会長
北村 きの	女	米原地区人権擁護委員
山田 克己	男	米原市人権総合センター所長
桂 晃潤	男	米原市民生委員児童委員協議会連合会
南 文雄	男	米原市社会福祉協議会
村田 優子	女	米原中保育園 園長
西澤 温子	女	地域振興課 課長
森本 博之	男	防災危機管理課 課長

以上15人（平成28年度）

※◎印は会長、○印は副会長

男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	米原市の動き
昭和 50 (1975)	* 「国際婦人年」 * 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	* 特定職種「育児休業法」 成立(1976年施行) * 総理府に婦人問題企画推 進本部、婦人問題企画推 進会議設置		
昭和 51 (1976)	* 「国連婦人の十年」始ま る(～1985)	* 「民法等の一部を改正す る法律」施行(婚氏統称 制度)		
昭和 52 (1977)		* 「国内行動計画」策定 (～1986)	* 滋賀県婦人問題連絡協議 会設置 * 滋賀県婦人問題懇談会設 置	
昭和 53 (1978)			* 商工労働部労政課婦人対 策係設置	
昭和 54 (1979)	* 国連総会 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 55 (1980)	* 「国連婦人の十年」中間 年 世界会議(コペンハーゲン)	* 「女子差別撤廃条約」署 名 * 「民法及び家事審判法の一 部を改正する法律」公布 (1981年施行、配偶者 の相続分引き上げ等)		
昭和 56 (1981)	* 「女子差別撤廃条約」発 効	* 「国内行動計画後期重点 目標」発表	* 婦人問題懇談会「滋賀の 婦人の自立と社会参加の ための提言」	
昭和 58 (1983)			* 「滋賀の婦人対策の方向」 策定 * 滋賀県婦人問題懇話会設 置	
昭和 59 (1984)		* 「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」公布 (1985年施行、国籍の父 母両系主義等)	* 商工労働部労政婦人課設 置	
昭和 60 (1985)	* 「国連婦人の十年」ナイ ロビ世界会議(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採 択	* 「国民年金法の一部を改 正する法律」公布(1986 年施行、女性の年金権の 確立) * 「男女雇用機会均等法」 公布 * 「労働者派遣法」公布 (1986年施行) * 「女子差別撤廃条約」批 准	* 滋賀県婦人問題懇話会 「滋賀の女性の自立と社 会参加のための婦人総合 センターの建設について の提言」	
昭和 61 (1986)		* 婦人問題企画推進有識者 会議設置 * 「男女雇用機会均等法」 施行	* 県立婦人センター開所	
昭和 62 (1987)		* 「新国内行動計画」策定		

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	米原市の動き
昭和 63 (1988)			* 滋賀県婦人問題懇話会報告	
平成 元年 (1989)			* 婦人行政課設置 * 婦人行政推進本部設置	
平成 2 (1990)	* 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択		* 滋賀県婦人問題懇話会「男女共同参加型社会づくりに向けての提言」 * 「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」策定	
平成 3 (1991)		* 「新国内行動計画（第一次改定）」策定 * 「育児休業法」公布（1992年施行）		
平成 4 (1992)	* 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）（リオデジャネイロ）	* 婦人問題担当大臣任命	* 女性政策課に改称 * 女性政策推進本部および女性問題懇話会に改称 * 「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に改称	
平成 5 (1993)	* 国連世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言」採択 * 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	* 「パートタイム労働法」施行	* 女性問題懇話会「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」	
平成 6 (1994)	* 国際人口・開発会議（カイロ）	* 男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 * 男女共同参画推進本部設置 * 「今後の子育て支援の為に施策の基本方向について」（エンゼルプラン）策定	* 「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」策定・改称	
平成 7 (1995)	* 北京女性会議NGOフォーラム * 第4回世界女性会議（北京）「行動綱領」採択 * 「人権教育のための国連10年」始まる（～2004年）	* 「育児・介護休業法」成立（介護休業制度は、1999年施行） * 「家族的責任条約」批准	* 「湖国農山漁村女性プラン」策定	
平成 8 (1996)		* 「人種差別撤廃条約」発効 * 「男女共同参画ビジョン」答申 * 「男女共同参画2000年プラン」策定 * 「新ゴールドプラン」策定	* 女性問題懇話会提言	

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	米原市の動き
平成 9 (1997)		* 「男女雇用機会均等法の一部を改正する法律」公布	* 企画県民部男女共同参画課設置 * 県立女性センターに改称 * 男女共同参画推進本部および男女共同参画懇話会に改称 * 男女共同参画懇話会「21世紀を展望した滋賀県における男女共同参画社会づくりの方向について」提言	
平成 10 (1998)			* 「滋賀県男女共同参画推進計画パートナーしが2010プラン」策定	
平成 11 (1999)		* 「男女共同参画社会基本法」公布		
平成 12 (2000)	* 女性2000年会議 (ニューヨーク)	* 「男女共同参画基本計画」策定	* 男女共同参画懇話会「少子高齢化時代に向けて男女共同参画を推進する新たな社会システムの方向について」提言	
平成 13 (2001)		* 内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・施行	* 男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現をめざす取組を加速し、協力を推進していくための方策について」提言 * 滋賀県男女共同参画推進条例制定	
平成 14 (2002)		* アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催	* 県立男女共同参画センターに改称 * 男女共同参画審議会設置 * 男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申	
平成 15 (2003)		* 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 * 「次世代育成支援対策推進法」施行 * 男女共同参画社会の将来像検討会開催 * 第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	* 「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」策定 * 政策調整部男女共同参画課に組織改編	

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	米原市の動き
平成 16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 * 男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正及び同法に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画審議会「男女共同参画の視点に立った地域づくりについて」提言 	
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> * 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> * 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 * 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> * 平成17年2月14日市政施行 * 総務部人権協働課に男女共同参画担当設置
平成 18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> * 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 * 「男女雇用機会均等法」改正 * 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> * 市民意識調査実施（3月） * 男女共同参画懇話会設置（6月） * 職員アンケート実施（7月） * 企業アンケート実施（7月） * 男女共同参画職員ワーキング会議設置（10月）
平成 19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 * 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画審議会「男女共同参画計画改定にあたっての基本的な考え方について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> * 第1回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（2月） * 米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプラン まいばら21）策定（6月） * こころの相談室開始（7月）
平成 20 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（第2次改訂版）～」策定 * 県民文化生活部男女共同参画課に組織改編 	<ul style="list-style-type: none"> * 第2回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（2月） * 男女共同参画実践モデル地域指定事業実施（4月）
平成 21 (2009)			<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> * 第3回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（3月）
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> * 第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> * 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 * 「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> * 第4回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（10月） * こころの悩み相談室に改称
平成 23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> * ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> * 「滋賀県男女共同参画計画」～新パートナーしがプラン～策定 * 総合政策部男女共同参画課に組織改編 	<ul style="list-style-type: none"> * 市民意識調査実施（4月） * 企業アンケート実施（5月） * 自治会アンケート実施（5月） * 米原市親子の絆事業「イクメン講座」開催（7月）

年	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	米原市の動き
平成 24 (2012)				<ul style="list-style-type: none"> * 第5回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（3月） * 第2次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）策定（3月）
平成 25 (2013)				<ul style="list-style-type: none"> * 第6回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（6月） * 米原市女性人材バンク「なでしこネット」の設置
平成 26 (2014)		<ul style="list-style-type: none"> * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 * 「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> * 「CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト」事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> * 第7回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（6月）
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> * 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> * 「女性活躍推進法」公布・一部施行 * 第4次男女共同参画基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 商工労働部女性活躍推進課に組織改編 * 男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> * 第8回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（7月） * 米原市地域女性活躍推進フォーラム開催（11月） * 市民意識調査実施（12月） * 企業アンケート実施（12月） * 自治会アンケート実施（12月）
平成 28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> * 第59回国連婦人の地位委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> * 「女性活躍推進法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> * 「パートナーしが2020プラン（男女共同参画計画・女性活躍推進計画）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 第9回認めあう女と男とのパートナーフォーラム開催（6月）
平成 29 (2017)				<ul style="list-style-type: none"> * 第3次米原市男女共同参画推進計画の策定（3月）

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日

法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、

男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則〔平成11年6月23日法律第7878号〕抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月4日

法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 基本方針等（第5条、第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条、第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍をすいしんするための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 規則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性

が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」

という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優

良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条

の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しよう

とするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとす

る女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第

二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語集

あ行

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）
労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

LGBT

性的マイノリティを限定的に指す言葉で、レズビアン（Lesbian・女性の同性愛者）、ゲイ（Gay・男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual・両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender・性別移行（性同一性障害）を含む。）の頭文字をとった総称です。

エンパワーメント（Empowerment）

「力をつけること」の意で、一人一人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることをいいます。

か行

キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を身に付け、様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のことをいいます。

高齢者虐待

65歳以上の高齢者に対する養護者（家族など高齢者を現に養護する者）および養介護施設従事者等による虐待行為。身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安などについての相談、子育てサークルなどへの支援を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

固定的な性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識。性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にあります。

さ行

ジェンダー (Gender)

社会的・文化的に形成された性別で、生物学的な性別とは区別して使われます。

次世代育成支援対策推進法

2003年(平成15年)7月に成立、公布されました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるための法律です。

児童虐待

親(または保護者)によって子どもに加えられた行為(不行為)で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為(不行為)のことをいいます。虐待のタイプは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的ですが、実際のケースは、複数のタイプが混在していることもあります。

女性人材バンク

市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、審議会等の委員として活動する意欲のある方の人材登録制度です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

2015年(平成27年)8月に成立し、同年9月4日に施行されました。10年間の時限立法。同法により、2016年(平成28年)4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが300人以下の企業にも努力義務として課されました。

性的マイノリティ

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。

セクシャル・ハラスメント(Sexual harassment)

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のことをいいます。

た行

男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案および決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。

男女共同参画センター

都道府県および市町村が自主的に設置している男女共同参画を推進するための総合施設。なお、本市では、米原市人権総合センターS・Cプラザの中に、男女共同参画センターを設置しています。

男女雇用機会均等法

1985年(昭和60年)5月に制定され、1986年(昭和61年)4月1日に施行されました。正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」とされ、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。

デートDV

10歳代から20歳代の結婚していない男女間での身体、言葉、態度による暴力のこと。親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる暴力のことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった異性に対して振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

な行

認定こども園

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)、地域

における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えています。

は行

パートナーシップ (Partnership)

協働とも言われ、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的の下に、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことをいいます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

2001年(平成13年)4月成立、同年10月13日に施行されました。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。そして、暴力の定義や被害者の保護などの内容を拡充し改正されたDV防止法が2004年(平成16年)12月2日に施行されました。

ハラスメント (Harassment)

様々な場面での嫌がらせやいじめ。種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

ひとり親家庭

配偶者と離婚した人、婚姻によらないで母となった人、配偶者が死亡した人、または配偶者の生死が不明な人などが20歳未満の子どもを扶養している家庭のことをいいます。配偶者が障がいにより働けず、20歳未満の子どもを扶養している人の家庭も含まれます。

ポジティブ・アクション (Positive action)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。

ボランティア活動

ラテン語のVoluntas（＝自由意志）を語源にしており、自由な意志に基づいて自発的に行う社会参加活動を指します。

ま行

メディア (Media)

特定少数の送り手が、何らかの情報を不特定多数の受け手に向けて伝達する際に用いられます。一般にマスメディアと言われるものには、テレビ、新聞、雑誌、ラジオなど、いわゆる報道に関わる諸機関、さらに映画、音楽、出版業界も含まれます。

メディアリテラシー

メディア識字、あるいはメディア読解能力ともいい、メディアからの情報を主体的に選択して内容を分析・読解し、活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身に付けることをいいます。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights)

1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれます。

利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子どもおよびその保護者等または妊娠している方が、その選択に基づき教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう情報提供および必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業です。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

男女共同参画に関わる各種相談機関一覧

窓口名称		電話番号	
米原市の相談窓口	法律相談	男女共同参画センター（人権総合センターS・Cプラザ内）	0749-54-2444
		くらし支援課（山東庁舎）	0749-55-8110
	人権相談	人権総合センターS・Cプラザ	0749-54-2444
		人権政策課（米原庁舎）	0749-52-6629
	こころの悩み相談室	人権政策課（米原庁舎）	0749-52-6629
	ひとり親支援	こども家庭課（山東庁舎）	0749-55-8112
	虐待や子どもの養育に関する相談	こども家庭相談室（山東庁舎）	0749-55-8123
	青少年・若者に関する相談	少年センター（人権総合センターS・Cプラザ内）	0749-54-5000
	心配ごと総合相談	くらし支援課（山東庁舎）	0749-55-8110
	高齢者に関する相談	米原市地域包括支援センター	0749-55-8110
		米原近江地域包括支援センター	0749-51-9014
	外国人の生活相談	NPO 法人多文化共生協会（米原庁舎）	0749-52-6606
消費生活相談	地域振興課（米原庁舎）	0749-52-8088	
配偶者からの暴力に関する相談窓口	中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター） （草津市）		077-564-7867
	彦根子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）		0749-24-3741
	滋賀県立男女共同参画センター（配偶者暴力相談センター） （近江八幡市）		0748-37-8739
DV等女性の悩みごとに関する相談窓口	女性の人権ホットライン	大津地方法務局	0570-070-810
	DV相談ナビ	内閣府男女共同参画局	0570-055-210
女性に対する暴力やストーカー等の相談	警察総合相談「県民の声 110 番」	滋賀県警察本部	077-525-0110
		米原警察署生活安全課	0749-52-0110
児童虐待、子どもに関する相談窓口	虐待ホットライン（虐待通告）	中央子ども家庭相談センター内	077-562-8996 または「189」
	中央子ども家庭相談センター		077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター		0749-24-3741
	子どもの人権 110 番	大津地方法務局	0120-007-110
女性の就労支援に関する相談窓口	滋賀マザーズジョブステーション	滋賀県立男女共同参画センター内	0748-36-1831

(平成29年3月現在)

第3次米原市男女共同参画推進計画

平成29年3月

発行 米原市

編集 総務部 人権政策課

米原市下多良三丁目3番地

〒521-8501 TEL0749-52-6629

E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp
